

地域密着！身近にあって 頼りになる

～第63号～
(発行:令和6年1月)



山梨市商工会だより

会員満足向上運動展開中！商工会はいきます 聞きます 提案します

◆編集・発行◆◆◆◆◆

山梨市商工会

会長 米倉 仁

会員数 869名 (R6.1.1現在)

■本所

山梨市上神内川 1348 番地

電話 0553 (22) 0806

Fax 0553 (23) 1529



新年の会長

あいさつ



山梨市商工会会長
米倉 仁

明けましておめでとうございます。

令和六年を迎え、謹んで新年のお喜びを申し上げます。

また、令和六年能登半島地震により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて昨年は、新型コロナウイルス感染症が第五類に移行し、市内では万葉うたまつりとホテル観賞会、笛吹川県下納涼花火大会、牧丘三富納涼夏まつりなど、伝統的な祭事が復活し地域に賑わいや活気が戻り経済活動が再開されました。

一方で感染症の影響は未だ続き、ウクライナ問題や急激な円安、エネルギー・原材料価格の高騰など厳しい局面が続き、地域の中小企業・小規模事業者の皆様は、不安を抱きながらも、懸命に事業活動に取り組んでおられることと存じます。

ポストコロナ時代において、地域に根差した経済団体「会員あつての商工会」であることを改めて認識し、昨年に引き続き、金融相談やインボイス制度をはじめとする税務相談、DX推進等、会員事業所の持続的発展に向け、寄り添った支援を継続してまいります。

辰年である本年、日本経済が天に昇る龍のように、経営者の持てる力を存分に発揮して飛躍する一年となります事をお祈り申し上げます。

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり **350万円以内**

【金利】 **年2.25% 固定金利**

※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収 200 万円 (所得 132 万円) 以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収 500 万円 (所得 356 万円) 以内の方」は年 1.85%
(令和5年10月2日現在)

【ご返済期間】 **18年以内**

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済 (ボーナス時増額返済も可能)

【保証】 (公財) 教育資金融資保証基金 (連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP (「国の教育ローン」で検索) または教育ローンコールセンター
(0570-008656 (ナビダイヤル) または (03) 5321-8656)
までお問い合わせください。

【令和5年分 所得税・消費税決算個別相談会について】

まもなく、令和5年分の所得税・消費税の申告時期（R6年2月16日～3月15日）となります。今年度につきましても、商工会にて個別相談会を実施させていただきます。

相談会は完全予約制（予約受付開始 1月22日（月）9：00～）

にて開催させていただきます。昨年度、商工会で申告された方は後日、必要書類をお送りさせていただきます。決算相談をご希望の方はお電話（0553-22-0806）にてお問合せ・ご予約をお願いいたします。

※申告期限が近くなりますと、大変混雑します。お早めにお問合せください。

また、インフルエンザ・コロナ予防の為以下の感染予防対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

- ①入場時の検温（37.5度以上の発熱、体調のすぐれない場合はご利用いただけません）
- ②マスク着用、入口等での手指消毒
- ③必要最小限の人数での来場 ※換気や会場の消毒等でお待ちいただく場合がございます。

◆期 間：**令和6年2月1日（木）から3月8日（金）（土・日・祝日は除く）**
時間 9：00～16：00（各事業所 約90分）※12：00-13：00は除く

◆会 場：夢わーく山梨（山梨市商工会本所）「2階・相談室」

◆対 応 者：商工会職員・派遣税理士（5日間）

◆手 数 料：商工会手数料徴収規程により

◆予約受付：**新規予約・予約変更**はお電話でお問合せください。（TEL0553-22-0806）

※予約状況によりご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。



【注意】 ◆確定申告用紙は届きません！ ◆

※税務署より確定申告の「お知らせハガキ」又は「お知らせ通知」が送付されます。

申告に必要な書類となりますので大切に保管し、申告手続きの時に必ず持参してください。

※申告手続きには、毎回「マイナンバーの記載」と本人確認の書類の掲示又は写しの添付が必要です。



※「確定申告のお知らせ」はがきイメージ

【所得税および復興特別所得税・贈与税】

3月15日（金）までに申告・納税

【個人事業者の消費税及び地方消費税】

4月1日（月）までに申告・納税